

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年美瑛町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第3条、条例第7条又は条例第10条に規定する届出は、当該各条に規定する有償契約の締結後（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後）直ちに、様式第1号に準じて作成した文書により、当該契約に関する書面の写しを添えてしなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する確認申請等)

第3条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、条例第8条又は条例第11条の規定による美瑛町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、様式第2号に準じて作成し、同項の確認は、様式第3号に準じて調製する確認書を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書を、条例第3条に規定する有償契約を締

結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書は、それぞれ様式第4号、様式第5号又は様式第6号に準じて作成しなければならない。ただし、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条、条例第8条又は条例第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第3条第2項の確認書）を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求書は、様式第7号に準じて作成しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年3月2日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

（その1）

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- (1) 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- (3) 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第1号（第2条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第1号（第2条関係）

（その3）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年月日	契約の相手方の 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつてはそ の代表者の氏名	契約内容			備 考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	1枚当 たりの作成単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第3条関係）

（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住 所		
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名		
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		
4	確認申請金額	金	円
	区 分	購 入 金 額	左のうち確認済 又は確認申請金額
	前回までの累計金額 (A)	円	円
	今回の購入金額 (B)	円	円
	燃料代計 (A) + (B)	円	円
	備 考		

備考

- (1) この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から美瑛町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (4) 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- (5) 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第2号（第3条関係）

（その2）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住 所		
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名		
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
	前回までの累計枚数 (A)	枚	枚
	今回の枚数 (B)	枚	枚
	枚数計 (A) + (B)	枚	枚
	備 考		

備考

- (1) この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から美瑛町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第2号（第3条関係）

（その3）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙

候補者

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契約年月日	年 月 日	
2 契約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住 所		
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名		
3	確認申請枚数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
	前回までの累計枚数 (A)	枚	枚
	今回の枚数 (B)	枚	枚
	枚数計 (A) + (B)	枚	枚
	備 考		

備考

- (1) この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から美瑛町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第3号（第3条関係）
（その1）

確認番号 _____

選挙運動用自動車燃料代確認書

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会
委員長

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙
運動用自動車の自動車登
録番号又は車両番号 _____
- 4 確認金額

	円
--	---

備考

- (1) この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。

様式第3号（第3条関係）
（その2）

確認番号 _____

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会
委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認金額

	円
--	---

備考

- (1) この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。

様式第3号（第3条関係）
（その3）

確認番号 _____

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

美瑛町選挙管理委員会
委員長

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数

--

 枚

備考

- (1) この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が美瑛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、美瑛町に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その2）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が美瑛町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第4号（第5条関係）
（その3）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

運転手の住所及び氏名		
雇用年月日	報酬の額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が美瑛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、美瑛町に支払を請求することはできません。

様式第5号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が美瑛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ア 町長選挙 5,000枚

イ 町議会議員選挙 1,600枚

(2) 限度額

7円73銭（単価） × 当該作成枚数 = 限度額

様式第6号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が美瑛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 ポスター掲示場数

(2) 限度額 下記により算出された単価×確認された作成枚数＝限度額

$$\frac{(541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \left(\begin{array}{l} 1円未満 \\ \text{の端数は} \\ \text{切上げ} \end{array} \right)$$

様式第7号（第6条関係）

（その1）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

美瑛町長 様

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所							
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号							
フリガナ											
名義人											

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、美瑛町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、選挙運動用自動車、燃料又は運転手の各経費について共通の様式です。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 選挙運動用自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販 売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
計		円	円	円	

備考

- ① 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- ② 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- ③ 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- ④ 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙2の3)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、雇用した日について(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第7号（第6条関係）
（その2）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

美瑛町長 様

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協										本店 支店 出張所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号								
フリガナ											
名 義 人											

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、美瑛町に支払を請求することはできません。
- (3) この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第7号（第6条関係）
（その3）

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

美瑛町長 様

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行 金庫 農協										本店 支店 出張所
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号								
フリガナ											
名 義 人											

備考

- （1）この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- （2）候補者が供託物を没収された場合には、美瑛町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ポスターの作成)

ポスター掲示場数		箇所		
区 分	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	備 考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{(541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (円)}$$

(1円未満の端数は切上げ)

- 3 「基準限度額」の「枚数」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 「請求金額」の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 「請求金額」の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。